

富士見市自治基本条例

住んでよかったと思えるまちに！わたしたちのまちづくりのルール



富士見市マスコットキャラクター
「ふわっぴー」

「自治基本条例」とは

市民が主体となってまちづくりを進めるための基本となる事項を定めており、市民の知恵と力を生かした豊かな自治の実現のために、市政への市民参加を進め、市民と市が互いの信頼関係のもと、協働によるまちづくりを行うことを目的としています。

まちづくりの担い手と役割

自治基本条例では、3つの基本原則を定め、市民・市議会・市の皆が互いを理解し、それぞれの役割を意識して活用できる力を発揮し、「住んでよかった」と思えるまちづくりに取り組みます。

市民の権利

- 市政に参加する権利。
- 市政に関する情報を知る権利。
- 自ら考え行動するために学ぶ権利。

市民の役割

- まちづくりへの参加に努める。
- 自分の技術や能力をまちづくりに活かすよう努める。

「市民」とは…

在住者・在勤者・在学者に加え法人や市民活動団体をいいます。

市民

基本原則

情報の共有
市民参加
協働

市議会

市



市議会の役割

- 市民の意思が市政に反映されるように努める。
- 市政運営が適正であるか、調査・監視する機能を果たすよう努める。

市の役割

- 市民参加の機会を広げ、充実させる。
- 市政に関する市民の意見や提案を検討し、適切に反映させる。
- 市民へ、まちづくりに関する情報や学習の機会を提供する。

市長の役割

- この条例を遵守し、公正、誠実に市政運営を行う。

市職員の役割

- 市民の視点に立って職務を行い、市民との信頼関係の向上に努める。
- まちづくりを推進するために必要な知識の習得や能力の向上に努める。



まちづくりのための3つの基本原則

【情報の共有の原則】

市民と市は、対等な関係をつくるため、まちづくりに関する情報を共有します。

【市の情報を発信】

- 広報紙
- 市のホームページ
- 掲示板 など



【市民参加の原則】

「市民参加」とは、市民が主体的に市政に参加することです。
市は、市民が市政に参加する機会を保障し、市民の意思を反映することを基本とします。

【市政への参加の機会】

- 選挙
- 地域説明会
- 審議会 など



【協働の原則】

「協働」とは、市民と市がそれぞれの役割と責任を担い協力して取り組むことです。
市民と市は互いを理解し、信頼関係を深め知恵と力を出し合い、まちづくりを進めることを基本とします。

【協働の取り組み】

- 地域の清掃
- 防犯活動
- 子どもの見守り など



市民が主体的にまちづくりに取り組む市民自治を推進

住んでよかったと思えるまちに！



富士見市自治基本条例の構成

平成16年4月1日施行

前文

【条例の見直しについて】

自治基本条例は、社会状況の変化や条例の運用状況を考慮して、5年を目途に見直しすることとしています。令和4年度に見直しを行い、条例改正はありませんでしたが、さらに普及や啓発をすすめます。

総則

目的 第1条
定義 第2条

基本原則

情報の共有の原則 第3条
市民参加の原則 第4条
協働の原則 第5条

条例の位置付け・雑則

条例の位置付け 第27条
条例の見直し 第28条
委任 第29条

市民の権利及び責務

市民の権利 第6条
市民の責務 第7条

市議会の責務

市議会の責務 第8条

市等の責務

市の責務 第9条
市長の責務 第10条
市職員の責務 第11条

市民参加及び協働のまちづくりの推進

市民参加手続 第12条
市民意見提出手続 第13条
審議会等への参加 第14条
市民参加及び協働の推進 第15条
富士見市市民参加及び協働推進委員会 第16条
自主的なまちづくり活動の促進 第17条

市政運営

総合的かつ計画的な市政運営 第18条
情報の公開 第19条
説明責任 第20条
応答責任 第21条
個人情報の保護 第22条
適正な行政手続 第23条
市民投票制度の活用 第24条
行政評価 第25条
健全な財政運営 第26条

「富士見市協働事業提案制度」でまちづくり

市民の知恵と力を生かした、協働によるまちづくりを推進するため「富士見市協働事業提案制度」が平成27年度にスタートしました。この制度は、地域における公共的な課題の解決と、市民満足度の向上を目的とし、市民と市が提案・計画の段階から協議を行い、互いを尊重しながら役割分担と責任を明確にして、協働で事業に取り組みます。

富士見市 協働推進部 協働推進課 令和5年4月

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

電話 049-251-2711 ホームページ <http://www.city.fujimi.saitama.jp/>

* 自治基本条例の詳細はホームページでご覧になれます。